

警報発表時の措置について

○山城中部（八幡市、宇治市、城陽市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町のいずれかの地域）に、**特別警報、危険警報 または 暴風（暴風雪）警報、特別警報や危険警報から切り替わった警報**が発表された場合、以下の措置をとることとする。

- 1 午前6時30分の時点で、**上記の警報**が発表されている場合は**自宅待機**とする。
- 2 午前10時までに**上記の警報**がすべて解除されたときは、午後1時20分までに登校する。
- 3 午前10時以降も引き続いて **上記の警報** が発表されている場合は、**臨時休業**とする。
- 4 登校後に**上記の警報**が発表された場合は、関係機関と協議のうえ、校長が措置を決定する。
- 5 臨時休業をした場合は、できるだけ早く回復措置を講じる。

なお、山城中部に**上記の警報**が発表されていなければ、学校は原則として通常授業を行うが、居住地に特別警報や危険警報、暴風（暴風雪）警報が発表されている場合は、自宅で待機する等、安全確保を最優先すること。